

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例

許可申請等に係る手引き書

【凡例】

本手引き書においては、法令等について下記の省略名で表記しています。

1 条例

奈良県太陽光発電施設の設置と維持管理等に関する条例

2 規則



奈良県太陽光発電施設の設置と維持管理等に関する条例施行規則

3 審査基準

奈良県太陽光発電施設の設置と維持管理等に関する条例 審査基準

4 環境影響調査の手引き

奈良県太陽光発電施設の設置と維持管理等に関する条例 環境に及ぼす影響についての調査等の手引き

	・・・条例による規定
	・・・施行規則による規定

令和8年4月 改正版



目次

第一章 条例について	- 1 -
1. 条例の目的	- 1 -
2. 用語の定義（規制対象等）	- 2 -
3. 各主体の責務	- 4 -
3-1. 県の責務	- 4 -
3-2. 設置者の責務	- 4 -
第二章 許可申請等の手続きについて	- 5 -
1. 手続きの流れ	- 5 -
1-1. 概略（フロー図）	- 5 -
1-2. 申請区分	- 6 -
2. 規制対象行為	- 7 -
2-1. 大規模太陽光発電施設の設置	- 8 -
2-2. 設置規制区域内の太陽光発電施設の設置	- 8 -
2-3. 許可不要行為	- 9 -
3. 許可の申請	- 10 -
3-1. 申請書の提出	- 11 -
3-2. 添付書類	- 11 -
4. 申請前手続き	- 16 -
4-1. 施設設置に係る土地の規制法令等の確認	- 16 -
4-2. 環境に及ぼす影響についての調査	- 16 -
4-3. 地域住民等への説明等	- 17 -
5. 許可の基準	- 19 -
5-1. 申請前手続きに関する基準	- 20 -
5-2. 生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障に関する基準	- 20 -
5-3. 太陽光発電施設の敷地に関する法令等に関する基準	- 21 -
6. 変更の申請	- 22 -
6-1. 変更許可の申請前手続き	- 23 -
6-2. 変更許可申請の添付書類	- 24 -
6-3. 変更許可の審査基準	- 24 -
6-4. 軽微な変更	- 24 -
第三章 工事・維持管理等	- 25 -
1. 工事の届出	- 25 -
2. 地位の承継	- 26 -
3. 維持管理・廃止時の措置	- 27 -
3-1. 維持管理・保守点検	- 28 -
3-2. 廃止時の措置	- 31 -

4. 既存施設設置者の維持管理等	- 32 -
4-1. 既存施設設置者とは	- 32 -
4-2. 既存施設における維持管理等	- 32 -
第四章 その他	- 33 -
1. 指導・報告徴収等	- 33 -
1-1. 指導及び助言	- 33 -
1-2. 報告の徴収及び立入検査	- 34 -
1-3. 勧告	- 34 -
1-4. 命令	- 34 -
2. 許可の取り消し等	- 35 -
2-1. 許可の取り消し	- 35 -
2-2. 公表	- 35 -
3. 罰則等	- 36 -
3-1. 罰則	- 36 -
3-2. 両罰規定	- 36 -
4. 市町村の条例との関係	- 37 -
巻末資料	- 38 -

第一章 条例について

1. 条例の目的

(目的)

第一条 この条例は、太陽光発電施設が自然環境、生活環境その他の環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設と地域環境が調和するよう、その設置及び維持管理等に関して必要な事項を定めることにより、生活環境に係る被害を防止し、環境の保全を図り、もって県民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に資することを目的とする。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）の創設以降、本県でも太陽光発電施設の導入が急速に進展する中、県内で土地改変を伴う太陽光発電施設の事業計画に対して、地域住民の理解が得られていない事案が見られることから、太陽光発電施設と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活を確保するため、実効性の高い規制が必要と認識し、本条例を策定しました。

(1) 地域環境

本条例における地域環境とは、太陽光発電施設周辺の地域における自然環境、県民が安全で安心して暮らせるための生活環境、良好な景観等を指しています。

(2) 生活環境に係る被害

防災上や安全上の被害だけでなく、騒音、景観の阻害、反射光による住環境の悪化等による県民が安全で安心して暮らすことができない被害を指しています。

(3) 環境の保全

自然環境及び生活環境の保全を指しています。施設の損壊等による自然環境の被害を防ぐと共に、生活環境の被害がなく安定した状態であることを指しています。

(4) 県民が安全に安心して暮らせる

生活環境に係る被害の恐れがなく、施設設置に関する理解が進み不安なく暮らせる状態を指しています。

2. 用語の定義(規制対象等)

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（これらの設備が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物に設置されるものである場合を除く。）をいう。
- 二 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。
- 三 施設区域 太陽光発電施設の用に供する土地の区域をいう。
- 四 地域住民等 施設区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する者その他規則で定める者をいう。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(地域住民等)

第三条 条例第二条第四号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者をいう。

- 一 施設区域の全部が地縁による団体の区域に含まれる場合は、当該地縁による団体の区域に隣接する地縁による団体の区域に居住する者
- 二 施設区域の一部が地縁による団体の区域に含まれ、かつ、当該施設区域の残部が地縁による団体の区域に含まれない場合は、当該施設区域の一部が含まれる地縁による団体の区域に隣接する地縁による団体の区域に居住する者並びに当該施設区域の残部が含まれる町又は字の区域に居住する者及び当該町又は字の区域に隣接する地縁による団体の区域に居住する者
- 三 施設区域の全部が地縁による団体の区域に含まれない場合は、当該施設区域が含まれる町又は字の区域に居住する者及び当該町又は字の区域に隣接する地縁による団体の区域に居住する者

条例及び施行規則で使用する用語については、以下のとおりで、この条例の規制対象等を明らかにしています。

(1) 太陽光発電施設

太陽光発電施設とは、太陽光発電設備及び附属施設をいいます。なお、建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置されるものは除くこととしています。

太陽光発電設備とは、太陽光を電気に変換する設備（太陽電池モジュール、それを支持する架台等）及びその附属設備（パワーコンディショナーや接続箱等）になります。

(2) 太陽光発電施設の設置

太陽光発電施設の設置とは、太陽光発電施設を新たに設置することと、増設することの両方

を含みます。また、これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更も含みます。

太陽光発電施設の増設とは、次の事項が該当します。

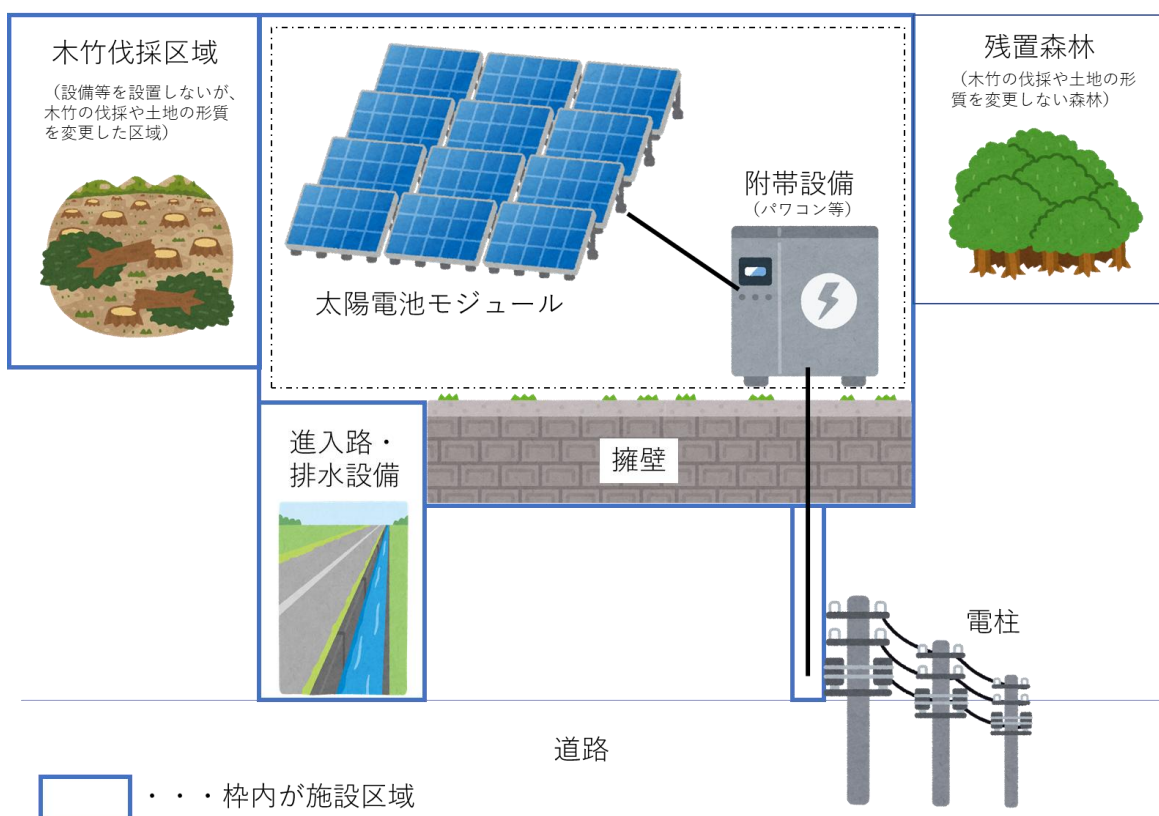
- (ア) 太陽電池モジュールやパワーコンディショナー等の面積又は数を増加させること
- (イ) 設備等の増加・位置の変更に伴い、施設区域を拡大すること

(3) 施設区域

施設区域とは、太陽光発電施設を設置及び管理する上で必要となる土地の区域です。

また、接続していない複数の区域であっても、一体的に使用する場合は一つの施設区域として取り扱います。

なお、ため池等の水面に太陽光発電施設を設置する場合の施設区域の範囲は、水面に設置する太陽電池モジュール（フロート部分を含む。）の水平投影面積に、陸上に設置する附属施設等に必要な土地を加えた区域とします。



(4) 地域住民等

太陽光発電施設を設置するにあたり、理解を得よう努める地域住民等です。

原則として、説明会に参加する地域住民等の範囲は、施設区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体及び当該団体の区域に隣接する地縁による団体の区域に居住する者とし、しかしながら、施設区域の存する区域に地縁による団体が存在していない場合は、施設区域の全部又は一部を含む町又は字の区域に居住する者及び当該区域に隣接する地縁による団体の区域に居住する者とし、

3. 各主体の責務

(県の責務)

第三条 県は、第一条に定める目的に従い、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(設置者の責務)

第四条 太陽光発電施設の設置をしようとする者又はした者（以下「設置者」と総称する。）は、太陽光発電施設の設置並びに太陽光発電施設の維持管理、保守点検及び撤去（以下「維持管理等」と総称する。）に係る関係法令等を遵守するとともに、太陽光発電施設の設置及び維持管理等を行うに当たっては、生活環境に係る被害を防止し、環境の保全を図るために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 太陽光発電施設の設置をしようとする者は、太陽光発電施設の設置を行うに当たり、太陽光発電施設に対する地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

3-1. 県の責務

「生活環境に係る被害を防止し、環境の保全を図り、もって県民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に資する」という本条例の目的を踏まえ、県は条例の周知啓発のほか、太陽光発電施設の設置の計画や状況を把握し、施設基準への適合の確認や必要に応じた指導・助言、勧告、命令などの措置を実施するものとしています。

3-2. 設置者の責務

生活環境に係る被害を防止し、環境の保全を図るため、設置者の責務を定めています。

(1) 関係法令等の遵守

設置者は、条例や規則を遵守するのはもちろんのこと、太陽光発電施設の設置に係る様々な関係法令についても遵守する必要があります。設置者の責任において、法令を所管する行政機関へ問い合わせをするなど、手続きが必要か否か確認する必要があります。

(2) 生活環境に係る被害を防止し、環境の保全を図るために必要な措置

設置者は、太陽光発電施設を設置し、維持管理するにあたり、地域環境に与える影響に鑑み、防災上や安全上の被害だけでなく住環境の悪化による被害を防止し、環境を保全するために必要な措置を講ずる責務があります。

(3) 地域住民等の理解

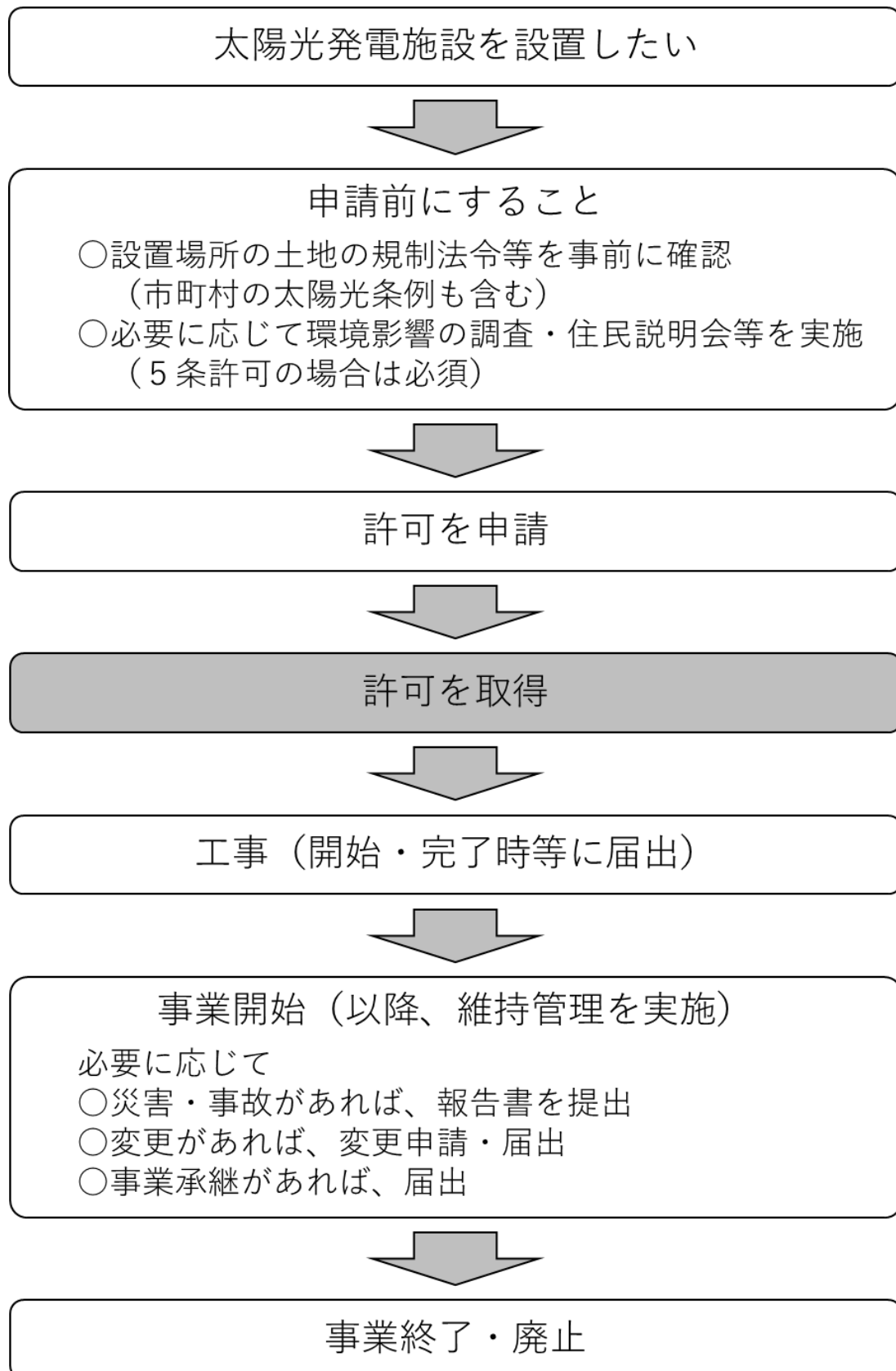
設置者は、防災、環境、景観面等について地域住民等が不安を抱かないよう、太陽光発電施設を設置しなければなりません。このため、地域住民等に設置計画の十分な説明を行い、理解を得るよう努めなければならないと規定しています。

なお、大規模太陽光発電施設を設置する場合は、地域住民等に対し、説明会を開催し、事業計画の説明を行う必要があります。このことについては、条例第9条に規定しています。

第二章 許可申請等の手続きについて

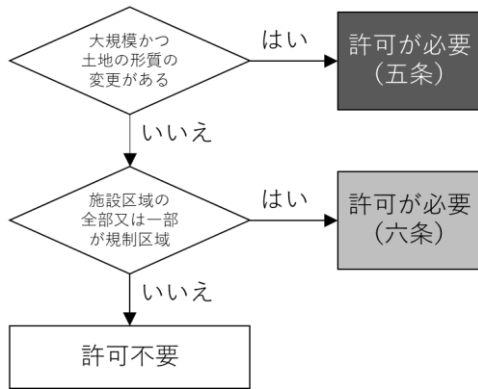
1. 手続きの流れ

1-1. 概略 (フロー図)

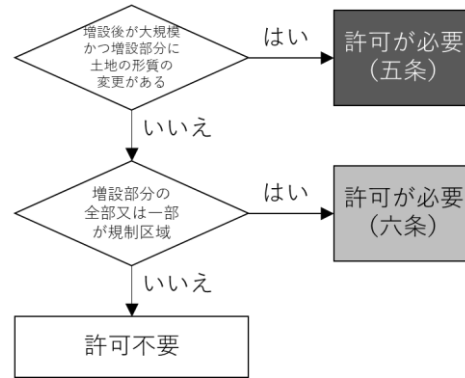


1-2. 申請区分

新設の場合



既存施設の増設の場合



		設置規制区域内			設置規制区域外		
		新設	許可施設の増設	既存施設及び許可不要施設の増設 (増設部分が大規模である場合だけでなく、増設により全体が大規模となる場合を含む)	新設	許可施設の増設	既存施設及び許可不要施設の増設 (増設部分が大規模である場合だけでなく、増設により全体が大規模となる場合を含む)
大規模	土地改変あり	設置許可 (第5条)	変更許可 (第11条)	設置許可 (第5条)	設置許可 (第5条)	変更許可 (第11条)	設置許可 (第5条)
	土地改変なし	設置許可 (第6条) (環境調査、住民説明なし)	変更許可 (第11条)	設置許可 (第6条) (環境調査、住民説明なし)	不要	変更許可 (第11条) (新設時に土地改変を伴う大規模設置許可を受け、土地改変を伴わない増設を行う場合)	不要
小規模		設置許可 (第6条)	変更許可 (第11条)	設置許可 (第6条)	不要		不要

この表において、

「大規模」: 施設区域の面積が5,000平方メートルを超える太陽光発電施設

「土地改変」: 土地の形質の変更

「許可施設」: 既に本条例第5条または第6条の許可を得ている施設

「既存施設」: 条例施行前に設置済または設置工事に着手している施設(許可対象規模相当の施設に限る)

「許可不要施設」: 条例施行前後に設置済または設置工事に着手している許可対象規模未満の施設

※ 設置規制区域について、設置規制区域のうち宅地造成等工事規制区域又は盛土等規制区域のみ該当する区域においては、土地の形質の変更を伴う場合のみ設置規制区域内として扱います。

2. 規制対象行為

(大規模太陽光発電施設の設置の許可)

第五条 施設区域の面積が5,000平方メートルを超える太陽光発電施設の設置（土地の形質の変更で規則で定めるものを伴うものに限る。）をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

(設置規制区域内の太陽光発電施設の設置の許可)

第六条 次に掲げる区域において太陽光発電施設の設置（第五号に掲げる区域にあつては、土地の形質の変更で規則で定めるものを伴うものに限る。）をしようとする者（前条に規定する者を除く。）は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障の発生がないと認められる場合として規則で定める場合は、この限りでない。

- 一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域
- 二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域
- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域
- 四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域
- 五 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条第一項の宅地造成等工事規制区域及び同法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域
- 六 奈良県砂防指定地等管理条例（平成十七年三月奈良県条例第四十七号）第二条第一項に規定する砂防指定地の区域

(太陽光発電施設の設置に係る土地の形質の変更)

第四条 条例第五条及び第六条に規定する規則で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合における盛土において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土及び切土を除く）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの
- 五 前号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

(許可を要しない場合)

第五条 条例第六条ただし書に規定する規則で定める場合は、新設又は増設をしようとする太陽光発電施設が、太陽電池モジュールと一体となった照明の設備、防犯カメラその他の小規模な設備に該当する場合とする。

2-1. 大規模太陽光発電施設の設置

土地の形質の変更を伴う大規模な太陽光発電施設の設置は、環境へ与える影響が大きく、生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障の発生のおそれが特に大きいことから、奈良県全域において、設置にあたり知事の許可を必要とし、環境影響調査等（第8条）や地域住民等説明（第9条）を義務付けています。

令和5年4月に改正予定の森林法において、太陽光発電の設置を目的とした林地開発を行う場合、太陽光発電パネルの特性を考慮して、面積が5,000平方メートルを超えるものについて許可対象として拡大されます。このことを踏まえ、対象規模を施設区域の面積が5,000平方メートルを超える太陽光発電施設の設置としています。

ここでいう土地の形質の変更は、盛土又は切土、あるいはその両方により、一定の高さ以上の崖を生じさせる行為であって盛土及び切土の面積が一定規模以上のもの等として、規則第4条で定めています。

2-2. 設置規制区域内の太陽光発電施設の設置

規制区域（以下の(1)～(4)の区域）については、その土地に設置することについて住民の不安があることから、規模に関わらず、敷地に関する法令等の遵守について確認するとともに、基礎を含む設備構造の安全性を審査することとし、知事の許可を必要としています。

(1) 地域森林計画対象民有林

県土の7割以上を占める森林が、地球温暖化の防止や山地災害の防止など多面的な機能を持つことに鑑み、当該区域に太陽光発電施設の設置を行うことによる森林の有する災害防止機能を維持し、生活環境に係る被害を防止するため、太陽光発電施設の設置は、知事の許可を必要としています。

(2) 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地

当該区域については、土砂災害その他の災害が発生している、若しくは発生するおそれが極めて高い土地の区域であり、太陽光発電施設の設置による生活環境に係る被害の発生を防止する必要性が高いため、これらの区域への太陽光発電施設の設置は、知事の許可を必要としています。

(3) 土砂災害特別警戒区域

当該区域については、土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ、県民の生命若しくは身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、太陽光発電施設の設置による生活環境に係る被害の発生を防止する必要性が高いため、この区域への太陽光発電施設の設置は、知事の許可を必要としています。

(4) 宅地造成等工事規制区域及び盛土等規制区域

当該区域については、土地改変を行うことにより、土砂災害が発生するおそれの生じる区域であり、太陽光発電施設の設置による生活環境に係る被害の発生を防止する必要性が高いため、この区域への盛土規制法に定める土地の形質の変更を伴う太陽光発電施設の設置は、知事の許可を必要としています。

2-3. 許可不要行為

許可を要しない場合は、騒音、景観の阻害、反射光による住環境の悪化等その他の周辺の住民の生活環境被害の恐れがなく、小規模な設備であって環境の保全上の支障が発生しない場合とします。例として、太陽電池モジュールと一体型の製品である屋外照明機器、防犯カメラ、鳥獣害対策電気柵、ポータブル電源等とします。

3. 許可の申請

(設置許可の申請)

第七条 前二条の許可（以下「設置許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める図面等を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 太陽光発電施設の設置の場所
- 三 設置区域の位置及び面積
- 四 太陽光発電施設の出力
- 五 太陽光発電施設に係る事業の内容及び当該事業の実施の予定の期間
- 六 太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する計画（以下「設置等計画」という。）に関する事項
- 七 太陽光発電施設の構造に関する事項
- 八 次条の規定による環境に及ぼす影響についての調査等に関する事項
- 九 第九条の規定による地域住民等への説明等の状況に関する事項
- 十 その他規則で定める事項

(設置許可申請書等)

第六条 条例第七条に規定する申請書は、設置許可申請書（第一号様式）によるものとする。

2 条例第七条に規定する規則で定める図面等は、次に掲げるものとする。

- 一 位置図、区域図及び配置図
- 二 土地の平面図及び断面図（土地の形質の変更を伴う場合にあっては、当該変更の場所を明らかにしたものに限る。）
- 三 現況写真
- 四 擁壁の構造図（第九条第一項第一号又は第二号に規定する場合であって、擁壁を設置するときに限る。）
- 五 排水施設の平面図（第九条第一項第一号又は第二号に規定する場合であって、排水施設を設置するときに限る。）
- 六 維持管理及び保守点検に関する計画
- 七 連絡体制に関する計画
- 八 廃止時の撤去に関する計画
- 九 太陽光発電施設の構造図
- 十 環境に及ぼす影響についての調査等の実施を証する書面（条例第八条第一項（条例第十一条第四項において準用する場合を含む。）に規定する調査等を行った場合に限る。）
- 十一 地域住民等に対する説明会の実施記録（条例第九条第一項（条例第十一条第四項において準用する場合を含む。）に規定する説明会を開催した場合に限る。）
- 十二 第九条第二項各号に掲げる規定による許可の申請又は届出の状況に関する書類（こ

これらの規定の適用を受ける太陽光発電施設の設置をする場合に限る。)

十三 その他知事が必要と認める書類

3 条例第七条第十号に規定する規則で定める事項は、太陽電池の合計出力とする。

3-1. 申請書の提出

規制対象施設の設置許可の申請については、巻末の記載例を参考に、設置許可申請書（第1号様式）に必要な事項を記載の上、奈良県脱炭素・水素社会推進課へ提出してください。

電子ファイルでの提出を希望する場合は、奈良県脱炭素・水素社会推進課のホームページより、お問い合わせメールフォームにてご連絡先とその旨を記載の上ご連絡ください。

郵便番号630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課

3-2. 添付書類

○共通事項

	図面	縮尺	明示事項	備考
1	位置図	1/50,000以上	(1) 方位 (2) 施設区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5) 施設区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路 (6) 関係法令に基づく規制区域等	
2	区域図	1/5,000以上	(1) 方位 (2) 施設区域の境界 (3) 土地の形状 (4) 府県界及び市町界 (5) 市町の区域内の町又は字の境界 (6) 施設区域及び施設区域に隣接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏	

			名又は名称	
3	配置図	1/5,000以上	(1) 方位 (2) 施設区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 工作物の位置、形状及び寸法 (5) 施設区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 (6) 施設区域内の 植栽計画 (7) 施設区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状	
4	面積求積図	1/5,000以上	(1) 方位 (2) 施設区域の面積の求積に必要な寸法及び算式 (3) 切土又は盛土（以下「切土等」という。）を行う土地の面積の求積に必要な寸法及び算式 (3) 施設区域内に現存する森林等の面積及び保全する森林等の面積の求積に必要な寸法及び算式 (4) 工作物の水平投影面積の求積に必要な寸法及び算式 (5) 湖沼、ため池等の水面の面積の求積に必要な寸法及び算式	座標求積等により算定した求積表（書）を添付すること
5	土地の平面図	1/5,000以上	(1) 方位 (2) 施設区域の境界 (3) 切土等を行う土地の位置及び形状 (4) 切土等を行った後の地盤面の計画高 (5) 崖又は擁壁の位置 (6) 法面の保護の方法 (7) 縦横断線の位置、記号	
6	土地の縦断面図及び横断面図	1/1,000以上	(1) 施設区域の境界 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖又は擁壁の位置 (4) 法面の保護の方法 (5) 縦横断線の記号	縦横断線の記号は土地の平面図と一致させること

7	現況写真		(1) 全景・部分のカラー写真 (2) 太陽光発電施設及び工作物付近の地形や周辺状況	写真の撮影位置、撮影方向を明示した図面を添付すること
8	擁壁の構造図	1/200以上	(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁の材料の種別及び寸法 (3) 裏込めコンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 水抜穴の位置、材料及び内法寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法	擁壁を設置するとき (正面図、平面図、側面図、断面図、配筋図)
9	排水施設の平面図	1/5,000以上	(1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	排水施設を設置するとき (正面図、平面図、側面図、配筋図)
10	許可の申請の状況又は届出に関する記録		(1) 関係法令への該当の有無 (2) 手続き状況 (3) 確認・手続き先	参考様式 1
11	維持管理及び保守点検に関する計画		(1) 維持管理等の責任者連絡先 (2) 人員配置及び体制計画、維持管理等の内容 (3) 災害等に対する措置 (4) 保険等の加入状況	参考様式 2
12	連絡体制に関する計画		工事、維持管理、事故・災害時等ごとの連絡体制	
13	廃止時の撤去に関する計画		廃棄方法、廃棄費用の確保、事業廃止後の現状復旧等についての計画	
14	太陽光発電施設の構造図・強度計算書	1/50 以上	(1) 太陽光発電施設の位置・寸法 (2) 構造方法、材料の種別・寸法	
15	環境に及ぼす影響についての調査		環境影響評価法又は環境影響評価条例の対象施設については、環境影響評価書	条例第 5 条に係る設置許可を申請する場合

	等の実施を証する書面		その他施設については、検査結果と配慮事項がわかる書類	
16	地域住民等への説明の実施記録		(1)実施日時・場所 (2)説明を行った住民の氏名等 (3)説明の対象人数 (4)説明の内容・状況	参考様式3 条例第5条に係る設置許可を申請する場合
17	本人確認書類			個人：住民票の写し 法人：履歴事項全部証明書、定款の写し
18	委任状		代理者の連絡先（所属・氏名・住所・連絡先）	代理者に委任する場合
19	工事体制図		配置を予定する工事責任者・作業員等	資格が必要な場合はその免状等の写しを添付すること
20	地権者の同意書		設置区域内の申請者以外の土地所有者の同意	
この他、関連法令等の適合にしていることがわかる書類等（許可書の写しなど）を求める場合があります。				

○施設区域に地域森林計画対象民有林を含む場合

	図面等	縮尺	明示事項	備考
1	流量計算書		計画雨水量、設計流速	申請区域外も検討
2	構造計算書			全高1m以上の擁壁等
3	崖の断面図	1/100以上	(1)崖の高さ、勾配及び土質 (2)切土等を行う前後の地盤面 (3)崖面の保護の方法	

○施設区域に土砂災害特別警戒区域を含む場合

	図面	縮尺	明示事項	備考
1	現況図	1/5,000以上	(1)開発行為全体の区域 (2)水路、河川、林況	
2	流域現況図	1/50,000以上	流域の地形、土地利用の実態、河川の状況（河川的位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させられない地点の位置等）	
3	防災計画平面図	1/5,000以上	(1)開発区域の境界 (2)切土・盛土施行区域の位置・形状 (3)工事中の集水区域及び集水区域面積	

			(4) 工事中の雨水排水路の位置・種類・材料・形状・寸法・勾配・水の流れ方向 (5) 防災施設の位置・形状・寸法・名称・記号 (6) 法面の位置・形状・勾配・記号、縦横断線の位置・記号	
4	法面の定規図	1/100以上	(1) 法面の高さ・勾配 (2) 防災施設の位置・形状・寸法 (3) 法面保護の方法	
5	防災施設等工作物の構造図	1/200以上	(1) 施設等の正面・断面・平面・記号 (2) 施設等の寸法、材料の詳細	記号は防災計画平面図と一致させる
6	防災施設等工作物の設計根拠		設計基礎数値、安定計算	
7	雨水排水計画平面図	1/5,000以上	(1) 開発区域の境界 (2) 集水区域・面積 (3) 排水施設の位置・種類・形状・寸法・勾配・水の流れ方向	集水区域毎に記号を付する。区域外の集水区域も図示できる範囲で明示する。 外周区域の水路改修、排水施設の施設範囲
8	水理計算書		算定基礎数値・流量計算	
9	構造計算書			全高1m以上の擁壁等
その他、許可基準に適合することを説明するのに必要な書類があれば添付すること（別に添付を求める場合があります）。				

4. 申請前手続き

4-1. 施設設置に係る土地の規制法令等の確認

(1) 各種土地関連法令の確認

太陽光発電施設の設置に係る土地に関して、事前に他の法令による規制等がないか確認しておく必要があります。主に関連する法令等については、別に定める一覧表をご覧ください。

なお、一覧表に記載がない場合でも別の法令の規制等が係る場合がありますので、詳しくは関連法令の担当課や土木事務所、市町村等へお問い合わせください。

(2) 設置区域の存する市町村の太陽光発電施設の設置等に関する条例

県内の市町村において、太陽光発電施設の設置や事業に関する条例（以下「市町村条例」という）が定められている場合があります。当該市町村の区域では、本条例と市町村条例の両方に適合していることが必要であり、本条例の許可申請前にまずは当該市町村へ確認・相談してください。その上で、本条例における設置の許可申請時に市町村条例への適合を確認できる書類の提出を求める場合があります。

なお、市町村条例に関しては各市町村の担当課へお問い合わせください。

4-2. 環境に及ぼす影響についての調査

(環境に及ぼす影響についての調査等)

第八条 第五条の許可を申請しようとする者は、あらかじめ、当該申請に係る太陽光発電施設の設置が環境に及ぼす影響について、規則で定めるところにより、環境の構成要素に係る項目ごとに調査等を行わなければならない。

2 第五条の許可を申請しようとする者は、前項に規定する調査等の結果に基づいて、生活環境に係る被害の防止及び環境の保全のために適正な配慮をしなければならない。

(環境及び景観に及ぼす影響の調査方法)

第七条 条例第八条の規定により行う調査等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続等により行わなければならない。

一 申請に係る太陽光発電施設の設置が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合（同法第五十五条第一項の規定により同法第二章から第九章までの規定が適用されない場合を除く。） 同法第一条に規定する手続等

二 申請に係る太陽光発電施設の設置が奈良県環境影響評価条例（平成十年十二月奈良県条例第十一号）第二条第二項に規定する対象事業に該当する場合 同条例第一条に規定する手続等

三 前二号のいずれにも該当しない場合 騒音、水の濁り、土地の安定性、反射光、生態系、景観等の環境の構成要素に係る項目ごとの調査等の手続等として知事が定めるもの

大規模太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、近隣に住宅等がある場合には騒音や反射光による生活環境への影響などの問題が生じる事例や、自然環境が豊かな場所では、動植物等の生態系等への影響も懸念されます。このため、大規模太陽光発電施設の設置をしようと

する者は、あらかじめ施設の設置が、環境や景観へどのような影響があるのかを調査し、その影響を回避又はできる限り低減する必要があります。

(1) 環境影響評価法又は環境影響評価条例の対象事業規模の施設

(ア) 環境影響評価書をもって、本条の調査とする。

(イ) 環境影響評価法第五十五条第一項の規定により同法第二章から第九章までの規定が適用されない場合は、(2)における調査を実施すること。

(2) (1) 以外の施設

(ア) 環境及び景観に及ぼす影響の調査等を実施するにあたっては、環境影響調査の手引きを基に実施すること。

(イ) 事業の内容、立地場所や周辺環境等を考慮し、土地の安定性、濁水、騒音、反射光、景観、生態系等の環境の構成要素に係る項目に掛かる調査を実施すること。

(ウ) 上記の結果に基づき、配慮する事項を決定すること。

4-3. 地域住民等への説明等

(地域住民等への説明等)

第九条 第五条の許可を申請しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、設置等計画を公表するとともに、地域住民等に対し、当該申請に係る太陽光発電施設の設置に関する説明会を開催し、当該説明会の開催後に、その実施状況の概要を作成し、速やかに公表しなければならない。

2 第五条の許可を申請しようとする者は、前項の説明会での意見等を踏まえ必要な措置を講じ、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

(地域住民等への説明等)

第八条 条例第九条第一項の規定による設置等計画及び説明会の実施状況の概要の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 条例第九条第一項の規定による説明会の開催に当たっては、できる限り地域住民等の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。

3 前項の説明会の内容は、次に掲げる事項とする。

一 設置等計画に関する事項

二 条例第八条第一項に規定する調査等の結果及び同条第二項に規定する適正な配慮に関する事項

三 その他知事が必要と認める事項

環境への影響の大きい土地改変を伴う大規模太陽光発電施設の設置については、設置許可申請者は、あらかじめ事業計画を公表し、地域住民等に太陽光発電施設設置に関する説明会を開催しなければなりません。

また、設置許可申請者は、説明会等で出された地域住民等からの意見等を踏まえ、必要な措置を実施し、地域住民の理解を得るよう努めなければなりません。

本条例の他にも、太陽光発電施設の設置や設置に関する開発行為を行うに当たって住民説明を義務付けている法令があります。それらの法令に規定する住民説明と本条例に規定する地域住民等への説明を一体で行うことも可能です。

① 説明対象者の範囲

原則として、施設区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体及び当該団体の区域に隣接する地縁による団体の区域に居住する者とし、施設区域の存する区域に地縁による団体が存在していない場合は、施設区域の全部又は一部を含む町又は字の区域に居住する者及び当該区域に隣接する地縁による団体の区域に居住する者とし、

② 説明会の場所

公民館などの住民の皆さんが集まりやすい場所で実施する必要があります。場所の決定に際しては、市町村や自治会と十分相談してください。

③ 説明会の開催回数

自治会ごとに少なくとも1回以上行う必要があります。なお、複数の自治会に対する合同での説明会の開催については、②や④について適切に対応しているのであれば、差し支えありません。

④ 説明会の周知方法

説明会の開催に当たっては、十分、住民の皆さんに開催することを知らせていただく必要があります。開催案内を示した印刷物の配布、自治会の回覧版、新聞広告への掲載など、地域の実情に応じて適切な方法で周知する必要があります。なお、住民が参加しやすいよう、周知開始から説明会までの間は、一週間以上の期間を設けることを推奨します。

⑤ 説明の内容

説明会の内容については、設置工事に関するだけでなく、施設の設置から事業終了後の対応までとし、環境調査結果及び環境への配慮事項、維持管理等計画も含みます。

⑥ 公表

設置等計画及び説明会の実施概要について、インターネット等の利用その他の適切な方法により公開してください。

5. 許可の基準

(設置許可の基準)

第十条 知事は、第七条の規定により申請があった場合において、当該申請に係る太陽光発電施設の設置が、次に掲げる基準に適合しており、かつ、その申請の手続が前二条の規定に違反していないと認めるときは、設置許可をしなければならない。

一 太陽光発電施設の設置により生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障を発生させるおそれがないと認められる規則で定める基準

二 太陽光発電施設の敷地に関する法律、条例及びこれらに基づく命令の規定で規則で定めるものに適合することが確認できること。

2 知事は、設置許可に、生活環境に係る被害の防止及び環境の保全のために必要な条件を付することができる。

(設置許可の基準)

第九条 条例第十条第一項第一号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設区域に条例第六条第一号に掲げる区域（同条第二号から第六号までに掲げる区域を除く。）が含まれる場合（条例第五条に規定する太陽光発電施設の設置の場合に限る。）は、当該太陽光発電施設の設置をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該森林の周辺の地域において、土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがないと認められる水準を満たすものとして知事が定める基準に適合していること。

二 施設区域に条例第六条第四号に掲げる区域が含まれる場合は、当該申請に係る太陽光発電施設が土砂災害により損壊し、県民の生命又は身体に著しい危害（当該太陽光発電施設の損壊に起因する建築物若しくは工作物の損壊又は避難上の支障によって生ずるものを含む。）が生ずるおそれがないこと。

三 太陽光発電施設の設置に起因する反射光等により、当該施設の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

四 太陽電池モジュールを支持する工作物の構造等の安全を確保する措置並びに太陽光発電施設の設置の工事及び維持管理等につき適正な水準を満たすものとして知事が定める基準に適合していること。

2 条例第十条第一項第二号の規則で定める規定は、第一号から第九号までに掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定並びに第十号から第十二号までに掲げる条例の規定及びこれらの規定に基づく規則の規定で太陽光発電施設の敷地に係るものとする。

一 森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項

二 農地法（昭和三十七年法律第二百二十九号）第四条第一項及び第五条第一項

三 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十条第三項及び第三十三条第一項

四 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項

五 都市計画法（昭和三十四年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項並びに第三十五条の二第一項

- 六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七
条第一項
- 七 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第四項及び第二十八条第
一項
- 八 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十条、第三十七条第
一項及び第三十九条第一項
- 九 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項、
第十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第三十条第一項及び第三十五
条第一項
- 十 奈良県立自然公園条例（昭和四十一年十月奈良県条例第二十三号）第十七条第三項及
び第十九条第一項
- 十一 奈良県自然環境保全条例（昭和四十九年三月奈良県条例第三十二号）第二十三条第
四項及び第二十五条第一項
- 十二 奈良県砂防指定地等管理条例（平成十七年三月奈良県条例第四十七号）第三条及び
第六条

太陽光発電施設の設置許可申請があった場合に、知事が許可する基準について定めるものです。設置許可を受けるためには、太陽光発電施設の規模、設置区域に応じ、基準を満たす必要があり、知事は、この基準に違反していないと認めるときは許可しなければなりません。

設置許可の詳しい基準は、審査基準をご覧ください。

5-1. 申請前手続きに関する基準

大規模太陽光発電施設の設置に関して、本章4. 申請前手続きを参考に以下の基準を満たしていること。

- ① 環境調査に関する事項については、環境調査結果に基づく環境配慮事項が適切であると認められること（条例第8条）。
- ② 地域住民等への説明に関しては、説明会の実施状況、出された意見への対応等について、住民の理解に繋がるよう努めていること（条例第9条）。

5-2. 生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障に関する基準

(1) 地域森林計画の対象となっている民有林における土地改変行為に係る基準

地域森林計画の対象となっている民有林であって、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、宅地造成工事規制区域又は砂防指定地との重複がない区域に太陽光発電施設を設置する場合には、その設置に伴う土地の改変行為について、太陽光発電施設の設置を考慮してなお災害の発生を助長するおそれがないと認められることを基準とします。

(2) 土砂災害特別警戒区域における周辺的生活環境に関する基準

土砂災害特別警戒区域内の地盤の事前調査等により想定される土砂災害等のリスクとその対応方針を整理するとともに、許可基準を満たすために講ずる措置の内容等を示し、以下の①又は②のいずれかの基準を満たすことを基準とします。

- ① 土砂災害等による太陽光発電施設の損壊のおそれがないことが明らかであること。
- ② 土砂災害等による太陽光発電施設の損壊が生じた場合であっても、人的被害等のおそれがないことが明らかであること。

(3) 環境の保全の基準

太陽電池モジュールの反射光及び騒音等が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことのないと認められることを基準とします。(配慮の必要のない地域に設置する場合には対象外とする。)

(4) 太陽光発電施設の構造等の安全、設置工事及び維持管理等の基準

(ア) 施設の構造等の安全

太陽電池モジュールを支持する工作物について、自重・風圧等の各種荷重・応力を考慮した構造等であり安全性が確保されているものであること。

(イ) 工事に関する安全性の確保

電気工事に電気工事士法第3条第1項、同条第2項に規定する電気工事士等を従事させ、必要に応じて電気事業法第43条に規定する主任技術者を選任する等、安全性を確保すること。

(ウ) 維持管理等

維持管理・保守点検・事業終了後の施設撤去に関する計画を策定し、常時安全かつ良好な状態を維持する体制を整備すること。

5-3. 太陽光発電施設の敷地に関する法令等に関する基準

規則第9条第2項に規定する土地の開発に係る法律、条例等の基準に適合していること。許可が必要となる場合はその許可を取得(取得見込みを含む)していること、又は届出が必要な場合はその届出が受理されていること。

6. 変更の申請

(変更の許可)

第十一条 設置許可を受けた者は、第七条第一号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定める事項を記載した申請書に、規則で定める図面等を添付して、知事に提出しなければならない。

3 設置許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前三条の規定は、第一項の許可について準用する。ただし、知事が特に必要がないと認める場合においては、第八条又は第九条の規定は、準用しない。

(変更の許可等)

第十条 条例第十一条第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更

二 施設区域の縮小

三 太陽光発電施設の出力又は太陽電池の合計出力の減少

四 施設区域内における太陽電池モジュールの面積又は数の減少その他生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障を発生させるおそれがないと知事が認める変更

2 条例第十一条第二項に規定する規則で定める事項は次に掲げる事項とし、同項に規定する申請書は変更許可申請書（第二号様式）とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 許可年月日及び許可番号

三 太陽光発電施設の設置の場所

四 変更の事項、内容及び理由

五 設置許可の基準を満たすために講ずる措置

3 条例第十一条第二項に規定する規則で定める図面等は、第六条第二項各号に掲げる図面等のうち、変更に係るものとする。

4 条例第十一条第三項の規定による届出は、軽微変更届出書（第三号様式）によるものとする。

設置許可の申請に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければなりません。

変更許可申請等が必要な場合について

	変更許可申請	軽微変更届	その他
1. 氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）及び住所			
事業主体に変更がない		○	
事業主体に変更がある			○ (事業承継届)
2. 太陽光発電施設の設置の場所、3. 施設区域の位置及び面積			
新たに施設区域とする区域がない		○	
新たに施設区域とする区域がある	○		
4. 太陽光発電施設の出力			
出力が減少する		○	
補修等により出力が増加する		○	
その他出力が増加する	○		
5. 太陽光発電施設に係る事業の内容及び当該事業の実施の予定の期間			
工事期間に関する変更			○ (工事開始届等)
その他の変更	○		
6. 設置等計画に関する事項			
公表方法の変更		○	
連絡体制に関する変更		○	
その他の変更	○		
7. 太陽光発電施設の構造に関する事項			
太陽電池モジュール等の減少		○	
架台の修理等、施設の機能維持のための行為		○	
その他の変更	○		

6-1. 変更許可の申請前手続き

新たに施設区域とする区域がある場合で、変更後の施設区域の面積が5,000平方メートルを超える施設（土地の形質の変更がある場合に限り）については、変更許可申請の前に、変更事項について環境調査（条例第8条）及び地域住民等への説明（条例第9条）を行わなければなりません（条例第五条の許可を得た施設について、土地の形質の変更を伴わない増設をする場合も含まれます）。ただし、環境影響評価法及び環境影響評価条例において再度環境影響評価の実施を求めているものについては、規則第7条第1項第3号の環境調査を実施してください。

なお、以下の基準を全て満たすものは、変更の許可の際の環境調査は不要とします。

- ・変更前の施設区域から10メートル以上離れた区域が新たに施設区域とならないこと。
- ・新たに施設区域となる部分の面積が、千平方メートル未満かつ変更前の面積の10パーセント未満であること。

6-2. 変更許可申請の添付書類

許可申請時に必要な添付書類（本章3-2. 添付書類）のうち、本人確認書類（代理者に委任する場合は委任状も添付すること）及び変更箇所に関連する図面等の書類を添付してください。なお、環境調査又は地域住民等への説明を行った場合には、本章3-2. 添付書類に記載のそれぞれの実施状況がわかる書類を添付してください。

6-3. 変更許可の審査基準

変更許可の審査基準は、5. 許可の基準に記載の基準とします。

6-4. 軽微な変更

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更

事業主体に変更のない場合に限り、事業主体に変更のある場合は、条例第13条の事業の承継に係る手続きが必要となります。

(2) その他の変更

その他の知事が認める変更は、以下に示すものとします。

- ・パワーコンディショナー等の面積又は数の減少
- ・設置規制区域内に設置する理由
- ・設置等計画の公表方法
- ・関係法令の現状状況
- ・連絡体制に係る計画
- ・破損した太陽電池モジュール・パワコンの取り替え
- ・架台の修理・交換
- ・その他太陽光発電施設の機能を維持するための行為

第三章 工事・維持管理等

1. 工事の届出

(工事の届出)

第十二条 設置許可又は前条第一項の許可（以下「設置等許可」と総称する。）を受けた者は、当該設置等許可に係る太陽光発電施設の設置に係る工事に着手しようとするとき及び当該工事を完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。当該工事を中止したとき及びその工事を再開したときも、同様とする。

(工事の届出)

第十一条 条例第十二条の規定による届出は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面によるものとする。

- 一 工事の着手 工事着手届出書（第四号様式）
- 二 工事の完了 工事完了届出書（第五号様式）
- 三 工事の中止 工事中止届出書（第六号様式）
- 四 工事の再開 工事再開届出書（第七号様式）

2 前項第二号の工事完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 工事写真
- 二 その他知事が必要と認める書類

設置工事は、設置等許可を受けた申請内容に従って実施しなければなりません。また、設置工事に着手しようとするときは規則で定める様式により、知事に届け出る必要があります。設置工事が完了したときも同様に、知事に届け出なければなりません。なお、必要に応じて、県は設置工事が完了したことの現地確認を行うことがあります。

また、設置工事を中止したときは、速やかに、規則に定める様式により、知事に届け出る必要があります。工事を再開する場合も同様とします。

設置工事の着手とは、各種関係法令に基づく手続きを完了した後に実施されるものであって、太陽光発電施設を設置する事業区域において、設置計画（工事工程表など）に基づく継続した工事（木竹の伐採、土地の形質変更を含む。）を開始することをいい、現地調査、測量、資材・車両の搬入等の準備工、太陽光パネル等の製造は除きます。

2. 地位の承継

(地位の継承等)

第十三条 設置等許可を受けた者から当該設置等許可に係る太陽光発電施設を譲り受けた者は、当該太陽光発電施設に係る当該設置等許可を受けた者の地位を承継する。

2 設置等許可を受けた者について相続、合併又は分割（その許可に係る太陽光発電施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該太陽光発電施設を承継した法人は、当該設置等許可を受けた者の地位を承継する。

3 前二項の規定により、地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(地位の承継等)

第十二条 条例第十三条第三項の規定による届出は、地位の承継届出書（第八号様式）によるものとする。

設置許可を受けた者から当該設置許可に係る太陽光発電施設の全部を譲り受けた者は、規則に定める様式により30日以内に届け出る必要があります。

3. 維持管理・廃止時の措置

(維持管理及び保守点検)

第十四条 設置等許可を受けた者は、規則で定める基準に基づき、当該設置等許可に係る太陽光発電施設の適正な維持管理を行わなければならない。

2 設置等許可を受けた者は、設置等計画に従い、保守点検、当該保守点検に係る記録、当該記録の保管その他の維持管理を行わなければならない。

3 設置等許可を受けた者は、事故又は災害により、太陽光発電施設の損壊が発生し、施設区域の周辺地域において生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに当該太陽光発電施設の復旧等の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告しなければならない。

(廃止時の措置)

第十五条 設置等許可を受けた者は、太陽光発電施設を廃止するときは、設置等計画に基づき、当該太陽光発電施設の撤去等を行わなければならない。

(維持管理の基準等)

第十三条 条例第十四条第一項及び第十六条第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 太陽光発電施設及び擁壁、排水施設その他これらに類する工作物について、良好な状態を常に維持するとともに、維持管理の体制を整備すること。

二 設置等許可を受けた者にあつては、条例第十四条第二項に規定する保守点検を実施した後、同項に規定する記録を速やかに作成し、当該記録を作成した日から起算して三年を経過する日までの間、当該記録を保管すること。

三 施設区域若しくはその周辺における土砂災害その他の災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、太陽光発電施設の損壊その他の施設区域の危険な状態に起因する生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障（以下「太陽光発電施設の損壊等に起因する支障」という。）の発生の防止に必要な対応を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係する地方公共団体に対し情報提供を行う体制が整備されていること。

四 事故若しくは前号に規定する土砂災害その他の災害により、太陽光発電施設の損壊等に起因する支障が発生した場合に、当該太陽光発電施設の復旧その他施設区域に係る危険の除去のために必要な措置を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係する地方公共団体に対し情報提供を行う体制が整備されていること。

2 条例第十四条第三項の規定による報告は、事故又は災害が発生した日から起算して三十日以内に、事故等報告書（第九号様式）を提出してしなければならない。

3 前項の事故等報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 位置図及び配置図

二 事故等状況写真

三 その他知事が必要と認める書類

3-1. 維持管理・保守点検

太陽光発電施設の許可を受けた者は、規則に定める維持管理に関する基準に従って、太陽光発電施設等の適正な維持管理をしなければなりません。

① 平常時の維持管理・記録の保管

土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態を維持するため、施設全般、太陽光発電設備、付帯設備等に係る点検箇所、項目、頻度等の内容（太陽光発電システム保守点検ガイドライン（令和元年12月 日本電機工業会・太陽光発電協会）等を参考とすること）、保守点検に関する組織体制、人員体制、連絡体制を定めてください。また、設置等計画に従い、保守点検、当該保守点検に係る記録を3年間保管する必要があります。この記録は条例第18条での報告徴収や立入検査の対象となります。

点検項目の例

(1) 太陽光発電設備

a. 太陽電池モジュール

本体

表面及び裏面に著しい汚れ、きず、破損がない

端子箱に破損、変形がない

フレームに破損、変形がない

コネクタ

破損、変形がなく確実に接続されている

ケーブル

配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない

配線に過剰な張力、余分な緩みがない

電線管

破損、変形、さびがなく正しく固定されている

接地線

接地線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない

接地線に過剰な張力、余分な緩みがない

架台

基礎にひずみ、損傷、ひびなどの破損進行がない

架台の変形、きず、汚れ、さび、腐食及び破損がない

積雪等による沈降や腐食、変形がない

基礎

土砂流出がない

基礎ぐいに腐食がない

固定

強度に不足の懸念がないよう、ボルト及びナットに緩みがない

b. 接続箱

本体

著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない
固定ボルトに緩み等なく確実に取り付けられている
コーキングなどの防水処理に異常が無く、雨水等の侵入がない

配線

配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない

c. 漏電遮断機

本体

著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない
加熱等による変形がない

配線

配線に著しいきず、破損がない

d. パワーコンディショナー

本体

著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない
固定ボルトに緩み等なく確実に取り付けられている
コーキングなどの防水処理に異常が無く、雨水等の侵入がない
運転時の異音、振動、臭い、加熱等の異常がない

配線

配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない

(2) 付帯施設

a. 法面・擁壁

切土法面

小段の沈下がない
排水溝の損傷がない
目地にずれがない
開口量の大きな亀裂が発生していない
吹付工法等の剥離がない
法枠工法等の破断がない
はらみ出しの発生がない
大量の湧水（濁り）がない
崩落がない
上部斜面からの土砂流出がない

盛土法面

小段の沈下がない
段差が発生していない
排水溝の損傷がない
法尻の崩壊がない
オーバーフローによる洗掘がない
大量の湧水（濁り）がない

湧水箇所の軟弱化がない

擁壁

亀裂、割れが生じていない

座屈、段差、傾斜がない

つなぎ目にずれがない

水抜き穴につまりがない

水抜き穴から異常な土砂流出がない

地山に変形がない

b. 排水設備

排水溝、枡 水路に落下物等のつまり、堆積がない

亀裂、ずれがない

破損がない

排水設備外への漏水がない

c. 調整池

堤体

上下流の法面に崩れ、亀裂、損傷、陥没及び漏水がない

堤頂に亀裂、沈下、損傷、陥没及び漏水がない

草木の繁茂がない

基盤

堤体の基礎に、漏水、地山のはらみ出し、沈下及び崩壊がない

余水吐き 導流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない

越流部に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない

放流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない

放流施設

規定の放流先以外への漏水、土砂の流出がない

呑口部に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない

吐き口に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない

油等の浮遊がない

貯留部

法面に崩れ、亀裂、破損及び湧水がない

天端に損傷、沈下、陥没及び損傷がない

貯留部

底地に著しい土砂の堆積がない

油等の浮遊がない

下流河川（周辺）に洗掘、崩壊がない

d. フェンス（防護柵）

著しいさび、きず、破損、傾斜がない

e. 標識

視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない

入口扉 開閉に異常が無く、施錠に問題がない

f. 進入路・管理道

通路等 周辺からの土砂の流入、堆積がない
事業地周辺への土砂の流出がない
雨水等による洗掘がない
草木の繁茂がない

g. 設置地盤（舗装あり）

亀裂、剥離がない
段差、傾斜がない
空洞の発生（土砂の流出）がない
隆起の発生がない

h. 設置地盤（舗装なし）

地盤 周辺からの土砂の流入、堆積がない
事業地周辺への土砂の流出がない
雨水等による洗掘がない
草木の繁茂がない

② 土砂災害等が発生した場合又はそのおそれがある場合の措置

太陽光発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じないために必要な措置が速やかに講じられるよう、想定される災害（土砂災害だけでなく、暴風、豪雨等）毎の対策、実施体制などの措置内容を定めてください。

③ 太陽光発電施設の損壊が発生又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合の措置

速やかに当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が講じられるよう、速やかな復旧、周辺地域の環境保全上の支障除去のための対策、実施体制、連絡体制（自治体・消防・警察等を含む）等を定めてください。

④ 事故又は災害発生時の報告

事故又は災害により、太陽光発電施設の損壊が発生し、施設区域の周辺地域において生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のための必要な措置を講ずるとともに、発生日時・発生場所・事故が発生した施設・事故の内容、講じた措置、再発防止策等について報告することとします。

3-2. 廃止時の措置

太陽光発電施設の廃止とは、太陽光発電設備を解体・撤去し、電気を得る事業を廃止することです。

施設の廃止に係る留意事項としては、廃止工事については、太陽光発電設備を解体・撤去するだけでなく、廃止後の施設区域を安全に管理するために必要な措置も含むものとします。設置時の計画にも廃止時の措置について記載を求めます。

廃止工事で発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守し、速やかに適切に処分することとします。

4. 既存施設設置者の維持管理等

(既存施設設置者)

第十六条 第五条又は第六条の規定により太陽光発電施設の設置が規制されることとなった時において既に太陽光発電施設の設置に着手していることにより、当該規制の適用を受けない設置者（以下「既存施設設置者」という。）は、規則で定める基準に基づき、太陽光発電施設の保守点検、当該保守点検に係る記録、当該記録の保管その他の維持管理を適正に行わなければならない。

- 2 既存施設設置者は、設置等計画（維持管理等に関する計画に限る。）を作成し、公表するよう努めなければならない。当該設置等計画を変更した場合も同様とする。
- 3 既存施設設置者は、事故又は災害により、太陽光発電施設の損壊が発生し、施設区域の周辺地域において生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに当該太陽光発電施設の復旧等の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告しなければならない。
- 4 既存施設設置者は、太陽光発電施設を廃止するときは、当該太陽光発電施設の撤去等を適正に行わなければならない。

4-1. 既存施設設置者とは

条例施行前に太陽光発電施設を設置済またはその設置工事に着手している者のことをいいます。工事の着手については、経過措置に記載の他法・他条例の許可申請・届出をしていることも含まれます。

4-2. 既存施設における維持管理等

(1) 維持管理等の義務

既存施設設置者は、維持管理を適正に実施し、保守点検の記録を保管する義務があります。また、廃止時にも関係法令等を遵守し、撤去等を適正に実施しなければなりません。

(2) 維持管理計画の作成と公表

既存施設設置者は、維持管理計画の作成と公表に努めることとしています。

(3) 事故時の報告

既存施設設置者は、事故時の措置及び知事への報告をしなければなりません。

第四章 その他

1. 指導・報告徴収等

(指導及び助言)

第十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、設置等許可を受けた者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他の必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に設置等許可を受けた者の事務所、太陽光発電施設その他の関係場所に立ち入らせ、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第十九条 知事は、第五条、第六条又は第十一条第一項の規定に違反して設置等許可を受けないで太陽光発電施設の設置に係る工事に着手した設置者又は第二十一条の規定により設置等許可を取り消された設置者に対し、太陽光発電施設の設置に係る工事の中止、太陽光発電施設の撤去その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、第十七条の規定による指導を受けた設置者（前項に規定する設置者を除く。）が正当な理由がなく当該指導に従わないときは、当該設置者に対し、期限を定めて、当該指導に従うべきことを勧告することができる。

(命令)

第二十条 知事は、前条第一項の規定による勧告を受けた設置者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該設置者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた設置等許可を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(立入検査の身分証明書)

第十四条 条例第十八条第二項に規定する証明書は、身分証明書（第十号様式）によるものとする。

1-1. 指導及び助言

生活環境に係る被害を防止し、環境の保全を図るため、設置者に対して必要な指導及び助言を

することができることを規定しています。

1－2．報告の徴収及び立入検査

この条例の施行に必要な限度において、施設の状況などを確認する必要があるときは、報告や資料の提出を求め、また、設置許可を受けた者の事務所や施設区域等に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類等进行检查し、関係者に質問することができることを規定しています。

1－3．勧告

条例に違反して設置等許可を受けずに太陽光発電施設の設置に係る工事に着手した設置者、又は第21条の規定により設置許可を取り消された設置者に対し、太陽光発電施設の設置工事中止、施設の撤去その他必要な措置（原状回復や安全対策等）を講ずるよう勧告することができることを規定しています。

正当な理由がなく第17条の指導に従わない場合は、当該指導に従うよう勧告することができることを規定しています。

1－4．命令

条例第19条各項の規定による勧告を受けた設置者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該設置者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができることを規定しています。

2. 許可の取り消し等

(許可の取消し)

第二十一条 知事は、設置等許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- 一 偽りその他の不正の手段により設置等許可を受けたとき。
- 二 第十条第二項（第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。
- 三 前条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 四 正当な理由がなく設置等許可後一年以内に工事に着手しないとき。
- 五 第十一条第一項に違反して同項に規定する許可を受けずに第七条第一号から第七号までに掲げる事項について変更を行ったとき。

(公表)

第二十二条 知事は、前条の規定により設置等許可を取り消したときは、当該設置等許可を取り消された設置者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）、住所及び当該取消の原因となった事実を公表することができる。

2-1. 許可の取り消し

次のいずれかに該当する場合は許可取消ができることを規定しています。

- (1) 偽りその他の不正の手段により設置等許可を受けたとき。
- (2) 設置許可時に付された条件に違反したとき。
- (3) 変更許可時に付された条件に違反したとき。
- (4) 第22条第2項の規定による命令に違反したとき。
- (5) 正当な理由がなく設置許可後1年以内に工事に着手しないとき。
- (6) 変更許可対象の事項について、許可を受けずに変更を行ったとき。

なお、(5) 正当な理由がなく設置許可後1年以内に工事に着手しないときについて、条例第12条に規定する工事中止届出の提出があつた場合は、正当な理由があつたものとして、工事に着手しなかつた場合も許可取消事由から除外されることとします。

2-2. 公表

条例第21条により許可を取り消した場合には、許可を取り消された設置者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）、住所及び当該取消の原因となった事実を公表することができることを規定しています。

3. 罰則等

(罰則)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第五条、第六条又は第十一条第一項の規定に違反して設置等許可を受けずに太陽光発電施設の設置をした者
- 二 偽りその他の不正の手段により設置等許可を受けて太陽光発電施設の設置をした者
- 三 第二十条第一項の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の過料を科する。

3-1. 罰則

条例の実効性を担保するため、次に掲げる行為をした者に科される罰則を規定しています。

- (1) 条例の規定に違反して、設置許可又は変更許可を受けずに太陽光発電施設を設置した者。
- (2) 虚偽その他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けて太陽光発電施設を設置した者。
- (3) 条例の規定に違反して、設置許可又は変更許可を受けずに太陽光発電施設の設置工事に着手した者、又は条例第21条の規定により設置許可を取り消された設置者に対し、太陽光発電施設の設置工事中止、施設の撤去その他必要な措置（原状回復や安全対策等）を講ずるよう勧告し、さらに命令し、違反した者。

3-2. 両罰規定

違反行為をした場合には、行為者本人だけでなく、その行為者と雇用などの関係にある法人又は人をも処罰することを規定しています。

4. 市町村の条例との関係

(市町村の条例との関係)

第二十三条 知事は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、この条例の目的の全部又は一部を達成することができることを認めるときは、当該市町村の区域において、この条例の全部又は一部の規定を適用しないこととすることができる。

2 前項の規定により、この条例の規定を適用しないこととする市町村の区域及びこの条例の規定のうち当該市町村の区域において適用しないこととする規定については、規則で定める。

市町村が制定した条例による施策の実施等により、この条例の全部又は一部が達成することができることを認めるときは、当該市町村の区域において、条例の全部又は一部の規定を適用しないこととしています。

なお、この条例の規定を適用しないこととする市町村の区域はありません。

卷末資料

1. 様式等
2. 記載例

第1号様式（第6条関係）

設置許可申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

電話番号

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例 { 第5条 } の規定により、許可を申請
第6条
します。

新設・増設の別 (該当する□にレ印を付すること。)		<input type="checkbox"/> 新設	
		<input type="checkbox"/> 増設	既存施設の発電出力： kW
太陽光発電施設の設置の場所 及び設置区域の位置 (土地の地番は、全筆記入すること。)			
設置区域の面積		m ²	
太陽光発電施設の出力		kW	太陽電池の合計出力 kW
太陽光発電施設に係る事業の内容 及び当該事業の実施の予定の期間		売電（設備 ID _____）・自家消費・その他（ _____） 年 月 日 ~ 年 月 日	
設置等 計画に 関する 事項	設置規制区域内に 設置する理由		
	設置許可基準を満たす ために講ずる措置		
	設置工事着手予定年月日	年 月 日	設置工事完了予定年月日 年 月 日
	運転開始予定年月日	年 月 日	施設廃止予定年月日 年 月 日
	関係法令の手續状況		
	維持管理等計画		
	設置等計画の公表方法		
太陽光発電施設の構造			
環境に及ぼす影響についての調査等			
地域住民等への説明等状況			
担当者		所属・氏名	
		連絡先	TEL: E-mail:

第2号様式（第10条関係）

変更許可申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第11条第1項の規定により、変更の許可を申請します。

1 設置許可の概要

許可年月日及び許可番号	年 月 日	奈良県指令 第 号
太陽光発電施設の設置の場所 (土地の地番は、全筆記入すること。)		

2 変更の事項、内容及び理由並びに設置等許可基準を満たすために講ずる措置

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更理由		
設置等許可基準を満たすために講ずる措置		

3 その他

環境に及ぼす影響についての調査等	<input type="checkbox"/> 調査あり	<input type="checkbox"/> 調査なし
関係法令の手續状況	<input type="checkbox"/> 手續あり	<input type="checkbox"/> 手續なし
地域住民等への説明	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし
地域住民等への説明を行わない場合は、その理由を記入		
設置等計画の変更	<input type="checkbox"/> 変更あり	<input type="checkbox"/> 変更なし
担当者	所属・氏名	
	連絡先	TEL: E-mail:
事務処理欄※		

備考 1 変更事項、変更内容及び変更理由は、変更のある項目について記入すること。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

第3号様式（第10条関係）

軽微変更届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

電話番号

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第11条第3項の規定により届け出ます。

1 設置許可の概要

許可年月日及び許可番号	年 月 日	奈良県指令	第	号
太陽光発電施設の設置の場所 （土地の地番は、全筆記入すること。）				

2 変更の事項、内容及び理由

項目		変更前	変更後
変更事項	設置許可を受けた者の 氏名及び住所 <small>（法人にあつては、名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地） （注1）</small>		
	施設区域の範囲		
	太陽光発電施設の出力等		
	太陽電池モジュール等		
	その他の変更		
変更の理由			

3 その他

関係法令の手續状況		<input type="checkbox"/> 手續あり	<input type="checkbox"/> 手續なし
担当者	所属・氏名		
	連絡先	TEL:	E-mail:
事務処理欄（注2）			

注1 太陽光発電施設の譲受け等により地位が承継された場合の設置許可を受けた者の氏名等の変更は、この届出によることなく、地位の承継届出書（第8号様式）を提出しなければなりません。

注2 事務処理欄は、記入しないでください。

第4号様式（第11条関係）

工事着手届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり太陽光発電施設の設置に係る工事に着手しますので、奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第12条の規定により届け出ます。

許可年月日	年 月 日
許可番号	奈良県指令 第 号
太陽光発電施設の設置の場所 （土地の地番は、全筆記入すること。）	
設置工事着手年月日	年 月 日
設置工事完了予定年月日	年 月 日
施工業者	住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）
	氏名 （法人にあつては、名称及び代表者氏名）
	電話番号
	責任者氏名
	緊急連絡先
担当者	所属・氏名
	連絡先 TEL: E-mail:
事務処理欄※	

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

第5号様式（第11条関係）

工事完了届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり太陽光発電施設の設置に係る工事が完了しましたので、奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第12条の規定により届け出ます。

許可年月日	年 月 日
許可番号	奈良県指令 第 号
設置工事完了年月日	年 月 日
運転開始予定年月日	年 月 日
太陽光発電施設の設置の場所 （土地の地番は、全筆記入すること。）	
工事期間中の事故・苦情等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
有の場合その内容及び講じた措置	
担当者	所属・氏名
	連絡先 TEL: E-mail:
事務処理欄※	

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

第6号様式（第11条関係）

工事中止届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり太陽光発電施設の設置に係る工事を中止しますので、奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第12条の規定により届け出ます。

許可年月日	年 月 日
許可番号	奈良県指令 第 号
工事中止年月日	年 月 日
工事再開予定年月日	年 月 日
太陽光発電施設の設置の場所 (土地の地番は、全筆記入すること。)	
工事を中止する理由	
工事中止に当たって講ずる措置	
担当者	所属・氏名
	連絡先 TEL: E-mail:
事務処理欄※	

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

第7号様式（第11条関係）

工事再開届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり太陽光発電施設の設置の工事を再開しますので、奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第12条の規定により届け出ます。

許可年月日	年 月 日
許可番号	奈良県指令 第 号
太陽光発電施設の設置の場所 (土地の地番は、全筆記入すること。)	
工事再開年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
工事を再開する理由	
施工業者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)
	電話番号
	責任者氏名
	緊急連絡先
担当者	所属・氏名
	連絡先 TEL: E-mail:
事務処理欄※	

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

第8号様式（第12条関係）

地位の承継届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

電話番号

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第13条 第1項 第2項 の規定による地位
の承継をしたので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日	奈良県指令	第 号
太陽光発電施設の設置の場所 (土地の地番は、全筆記入すること。)			
被承継者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)		
承継者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)		
	電話番号		
	担当者名		
	緊急連絡先		
メールアドレス			
施設承継年月日	年 月 日		
承継する理由			
維持管理等計画の公表方法			
関係法令の手續状況	<input type="checkbox"/> 手續あり	<input type="checkbox"/> 手續なし	
地域住民等への説明状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
地域住民等への説明を行わない場合はその理由を記入			
設置等計画	<input type="checkbox"/> 変更あり	<input type="checkbox"/> 変更なし	
事務処理欄※			

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

第9号様式（第13条関係）

事故等報告書

年 月 日

奈良県知事 殿

報告者 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第14条第3項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日	奈良県指令 第 号
太陽光発電施設の設置の場所 (土地の地番は、全筆記入すること。)		
事故・災害等発生日時	年 月 日	時 分
事故・被災の原因・内容		
周辺地域への影響		
応急対応・復旧等の状況		
事故等対応担当者	住所	
	氏名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	
復旧等完了年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 完了済 <input type="checkbox"/> 完了予定
事務処理欄※		

- 備考 1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、事故等の報告の対象となる太陽光発電施設の設置許可の許可年月日と許可番号を記載すること。
- 2 「復旧完了年月日」の欄は、対応が完了している場合は「完了済」のにレ印を、現在対応中で完了見込みの場合は「完了予定」のにレ印を付すこと。

設置許可申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住所 奈良県奈良市登大路町30
氏名 ○○○(株) 代表取締役 奈良 太郎
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号 0742-22-1101

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例
します。

第5条 の規定により、許可を申請
第6条

新設・増設の別 (該当する□にレ印を付すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設	既存施設の発電出力： kW	
太陽光発電施設の設置の場所 及び設置区域の位置 (土地の地番は、全筆記入すること。)	奈良市登大路町○○、●●、▲▲ パワコン後の出力		
設置区域の面積	○○ m ²		
太陽光発電施設の出力	○○ kW	太陽電池の合計出力 ○○ kW	
太陽光発電施設に係る事業の内容 及び当該事業の実施の予定の期間	売電(設備ID ○○○○)・自家消費・その他() ○○年○○月○○日 ~ ▲▲年▲▲月▲▲日		
設置等 計画に 関する 事項	設置規制区域内に 設置する理由	○○○○のため	
	設置許可基準を満たす ために講ずる措置	擁壁・排水設備の設置	
	設置工事着手予定年月日	●●年●●月●●日	設置工事完了予定年月日 ○○年○○月○○日
	運転開始予定年月日	○○年○○月○○日	施設廃止予定年月日 ▲▲年▲▲月▲▲日
	関係法令の手續状況	別紙1のとおり	
	維持管理等計画	別紙2のとおり	
設置等計画の公表方法	ホームページ、看板		
太陽光発電施設の構造	別紙図面のとおり		
環境に及ぼす影響についての調査等	別紙環境評価書のとおり		
地域住民等への説明等状況	別紙3のとおり		
担当者	所属・氏名	○○○(株) ○○部 奈良 花子	
	連絡先	TEL: 0742-22-1101 E-mail: nara-hanako@○○.ne.jp	

既存施設の増設で新たに許可対象となる場合
(許可施設の増設は変更許可申請による)

実測の施設区域面積を記載
(求積図を添付)

FIT・FIP制度を利用
する場合に記載

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住所 奈良県奈良市登大路町30
氏名 ○○○(株) 代表取締役 奈良 太郎
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号 0742-22-1101

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第11条第1項の規定により、変更の許可を申請します。

1 設置許可の概要

許可年月日及び許可番号	●●年●●月●●日	奈良県指令 ○○ 第○○○号
太陽光発電施設の設置の場所 (土地の地番は、全筆記入すること。)	奈良市登大路町○○、●●、▲▲	

以下から選択

- ・太陽光発電施設の設置の場所
- ・設置区域の位置及び面積
- ・太陽光発電施設の出力
- ・事業の内容及び実施の予定の期間
- ・設置等計画に関する事項
- ・太陽光発電施設の構造に関する事項

2 変更の事項、内容及び理由並びに設置等許可基準を満たすために講ずる措置

変更事項	太陽光発電施設の設置の場所、施設区域の位置及び面積、太陽	
変更内容	変更前	変更後
	設置の場所：奈良市登大路町○○、●●、▲▲ 施設区域の位置：添付図面のとおり 施設区域の面積：○○m ² 施設の出力：○○kW（太陽電池の出力○○kW）	設置の場所：奈良市登大路町○○、●●、△△ 施設区域の位置：添付図面のとおり 施設区域の面積：●●m ² 施設の出力：●●kW（太陽電池の出力●●kW）
変更理由	事業計画の変更のため	
設置等許可基準を満たすために講ずる措置	擁壁・排水設備の施工、近隣住宅からの離隔の確保	

3 その他

環境に及ぼす影響についての調査等	<input checked="" type="checkbox"/> 調査あり	<input type="checkbox"/> 調査なし	環境評価書等を添付
関係法令の手續状況	<input checked="" type="checkbox"/> 手續あり	<input type="checkbox"/> 手續なし	別紙1を添付
地域住民等への説明	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	別紙3を添付
地域住民等への説明を行わない場合は、その理由を記入	変更後の設置等計画を添付		
設置等計画の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり	<input type="checkbox"/> 変更なし	
担当者	所属・氏名	○○○(株) ○○部 奈良 花子	
	連絡先	TEL: 0742-22-1101 E-mail: nara-hanako@○○.ne.jp	
事務処理欄※			

備考 1 変更事項、変更内容及び変更理由は、変更のある項目について記入すること。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

軽微変更届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所 奈良県奈良市登大路町30
氏名 ○○○(株) 代表取締役 奈良 太郎
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号 0742-22-1101

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第11条第3項の規定により届け出ます。

1 設置許可の概要

許可年月日及び許可番号	●●年●●月●●日	奈良県指令 ○○ 第○○○号
太陽光発電施設の設置の場所 (土地の地番は、全筆記入すること。)	奈良市登大路町○○、●●、▲▲	

2 変更の事項、内容及び理由

項目	変更前	変更後	
変更事項	設置許可を受けた者の 氏名及び住所 (法人にあつては、名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地) (注1)	事業主体が変わらない場合は軽微変更届 事業主体が変わる場合は事業継承届	「施設の出力」か「太陽電池の合計出力」を明記
	施設区域の範囲		
	太陽光発電施設の出力等	太陽電池の合計出力：○○kW	太陽電池の合計出力：○●kW
	太陽電池モジュール等		
	その他の変更	架台の補修・太陽光パネルの交換	
変更の理由	機能維持のための補修、及びこれに伴う出力の変更		

3 その他

関係法令の手續状況	<input type="checkbox"/> 手續あり <input checked="" type="checkbox"/> 手續なし	
担当者	所属・氏名	○○○(株) ○○部 奈良 花子
	連絡先	TEL: 0742-22-1101 E-mail: nara-hanako@○○.ne.jp
事務処理欄 (注2)		

注1 太陽光発電施設の譲受け等により地位が承継された場合の設置許可を受けた者の氏名等の変更は、この届出によることなく、地位の承継届出書（第8号様式）を提出しなければなりません。

注2 事務処理欄は、記入しないでください。

工事着手届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所 奈良県奈良市登大路町30
 氏名 ○○○(株) 代表取締役 奈良 太郎
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、
 名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0742-22-1101

次のとおり太陽光発電施設の設置に係る工事に着手しますので、奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第12条の規定により届け出ます。

許可年月日	●●年●●月●●日	
許可番号	奈良県指令 ○○ 第○○○号	
太陽光発電施設の設置の場所 (土地の地番は、全筆記入すること。)	奈良市登大路町○○、●●、▲▲	
設置工事着手年月日	●●年▲▲月▲▲日	
設置工事完了予定年月日	○○年○○月○○日	
施工業者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	○○県○○市○○町○丁目○○-○
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)	(株) ○○設備 代表取締役 ○○ ○○
	電話番号	○○○○-○○-○○○○
	責任者氏名	(株) ○○設備 ○○部 □□ □□
	緊急連絡先	○○○-○○○○-○○○○
担当者	所属・氏名	○○○(株) ○○部 奈良 花子
	連絡先	TEL: 0742-22-1101 E-mail: nara-hanako@○○.ne.jp
事務処理欄※		

施工者が法人の場合は部署等も記載

連絡が取れる番号を記載

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

工事完了届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所 奈良県奈良市登大路町30
氏名 ○○○(株) 代表取締役 奈良 太郎
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号 0742-22-1101

次のとおり太陽光発電施設の設置に係る工事が完了しましたので、奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第12条の規定により届け出ます。

許可年月日	●●年●●月●●日	
許可番号	奈良県指令 ○○ 第○○○号	
設置工事完了年月日	○○年○○月○○日	
運転開始予定年月日	▲▲年▲▲月▲▲日	
太陽光発電施設の設置の場所 (土地の地番は、全筆記入すること。)	奈良市登大路町○○、●●、▲▲	
工事期間中の事故・苦情等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
有の場合その内容及び講じた措置	近隣住民より工事の騒音について苦情が○件あったので、大きな音が発生しやすい工事は昼間に施工するよう配慮した。	
担当者	所属・氏名	○○○(株) ○○部 奈良 花子
	連絡先	TEL: 0742-22-1101 E-mail: nara-hanako@○○.ne.jp
事務処理欄※		

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

工事中止届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所 奈良県奈良市登大路町30
氏名 ○○○(株) 代表取締役 奈良 太郎
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号 0742-22-1101

次のとおり太陽光発電施設の設置に係る工事を中止しますので、奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第12条の規定により届け出ます。

許可年月日	●●年●●月●●日	
許可番号	奈良県指令 ○○ 第○○○号	
工事中止年月日	□□年□□月□□日	
工事再開予定年月日	■■年■月■日	
太陽光発電施設の設置の場所 (土地の地番は、全筆記入すること。)	奈良市登大路町○○、●●、▲▲	
工事を中止する理由	○○○○のため	
工事中止に当たって講ずる措置	法面の保護（仮施工）、仮排水設備の施工	
担当者	所属・氏名	○○○(株) ○○部 奈良 花子
	連絡先	TEL: 0742-22-1101 E-mail: nara-hanako@○○.ne.jp
事務処理欄※		

工事を中止する理由
を簡潔に記載

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

工事再開届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所 奈良県奈良市登大路町30
氏名 ○○○(株) 代表取締役 奈良 太郎
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号 0742-22-1101

次のとおり太陽光発電施設の設置の工事を再開しますので、奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第12条の規定により届け出ます。

許可年月日	●●年●●月●●日	
許可番号	奈良県指令 ○○ 第○○○号	
太陽光発電施設の設置の場所 (土地の地番は、全筆記入すること。)	奈良市登大路町○○、●●、▲▲	
工事再開年月日	■■年■月■日	
工事完了予定年月日	○○年○○月○○日	
工事を再開する理由	○○○○が解消されたから	
施工業者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	○○県○○市○○町○丁目○○-○
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)	(株) ○○設備 代表取締役 ○○ ○○
	電話番号	○○○○-○○-○○○○
	責任者氏名	(株) ○○設備 ○○部 □□ □□
	緊急連絡先	○○○-○○○○-○○○○
担当者	所属・氏名	○○○(株) ○○部 奈良 花子
	連絡先	TEL: 0742-22-1101 E-mail: nara-hanako@○○.ne.jp
事務処理欄※		

施工者が法人の場合
は部署等も記載連絡が取れる
番号を記載

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

地位の承継届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所 ●●県●●市●●町●丁目●-●
 氏名 (株) ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、
 名称及び代表者の氏名)
 電話番号 ○○○○-○○-○○○○

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第13条 } 第1項 } の規定による地位
第2項
 の承継をしたので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	●●年●●月●●日	奈良県指令 ○○ 第○○○号
太陽光発電施設の設置の場所 <small>(土地の地番は、全筆記入すること。)</small>	奈良市登大路町○○、●●、▲▲	
被承継者	住所 <small>(法人にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	奈良県奈良市登大路町30
	氏名 <small>(法人にあつては、名称及び代表者氏名)</small>	○○○(株) 代表取締役 奈良 太郎
承継者	住所 <small>(法人にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	●●県●●市●●町●丁目●-●
	氏名 <small>(法人にあつては、名称及び代表者氏名)</small>	(株) ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○
	電話番号	○○○○-○○-○○○○
	担当者名	(株) ○○○○ ○○部 □□ □□
	緊急連絡先	○○○-○○○○-○○○○
メールアドレス	aaaaa@○○.ne.jp	
施設承継年月日	▲▲年▲▲月▲▲日	
承継する理由	○○○(株)と□□(株)が合併し、▲▲年▲▲月▲▲日に(株) ○○○○となったため。	
維持管理等計画の公表方法	ホームページに掲載	
関係法令の手續状況	<input checked="" type="checkbox"/> 手續あり <input type="checkbox"/> 手續なし	
地域住民等への説明状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
地域住民等への説明を行わない場合はその理由を記入		
設置等計画	<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし	
事務処理欄※		

承継者が法人の場合は部署等も記載

連絡が取れる番号を記載

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

事故等報告書

年 月 日

奈良県知事 殿

報告者 住所 奈良県奈良市登大路町30
 氏名 ○○○(株) 代表取締役 奈良 太郎
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、
 名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0742-22-1101

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第14条第3項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	●●年●●月●●日	奈良県指令 ○○ 第○○○号
太陽光発電施設の設置の場所 (土地の地番は、全筆記入すること。)	奈良市登大路町○○、●●、▲▲	
事故・災害等発生日時	○○年○○月○○日	○○時 ○○分
事故・被災の原因・内容	台風○号の影響により擁壁が崩れた。 <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">事故等の概要を記載</div>	
周辺地域への影響	隣接する県道に土砂が流出し、道路の通行ができなくなっている。 <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">交通や人家、人命への影響について記載</div>	
応急対応・復旧等の状況	道路管理者に連絡し、土砂の搬出を実施中。	
事故等対応担当者	住所	○○県○○市○○町○丁目○○-○
	氏名	○○ ○○
	電話番号	○○○-○○○○-○○○○
	FAX 番号	なし
	メールアドレス	aaa@○○.ne.jp
復旧等完了年月日	○○年○○月●●日 <input type="checkbox"/> 完了済 <input checked="" type="checkbox"/> 完了予定	
事務処理欄※		

- 備考 1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、事故等の報告の対象となる太陽光発電施設の設置許可の許可年月日と許可番号を記載すること。
- 2 「復旧完了年月日」の欄は、対応が完了している場合は「完了済」の□にレ印を、現在対応中で完了見込みの場合は「完了予定」の□にレ印を付すこと。

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例

関係法令手続状況

年 月 日時点

氏名及び住所 (法人にあってはその名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	奈良県奈良市登大路町30 ○○○(株) 代表取締役 奈良 太郎
太陽光発電施設の設置の場所 (土地の地番は全筆記入すること。)	奈良市登大路町○○、●●、▲▲

	項目	該当の有無	手続状況 (有の場合のみ)	確認・手続先(部署名)
1	森林法に基づく林地開発許可(第十条の二第一項)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input checked="" type="checkbox"/> 手続中 (○年○月)	奈良県○○課 ○○○○
2	農地法に基づく農地転用許可等(第四条第一項、第五条第一項)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (年 月)	●●市●●課 ●●●●
~~~~~				
14	その他の関係法令 (法令名:○○法第○条の届出 )	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 ( 年 月)	▲▲省▲▲事務所▲▲課 ▲▲▲▲
上記以外の相談先(部署名及び概要を記入)				
○○に関して、奈良県○○課へ相談中				

維持管理等計画書

<p>住所及び氏名 (法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p>	<p>奈良県奈良市登大路町30 ○○○(株) 代表取締役 奈良 太郎</p>		
<p>施設設置予定地 (土地の地番は全筆記入すること。)</p>	<p>奈良市登大路町○○、●●、▲▲</p>		
<p>維持管理等の責任を負う者</p>	<p>住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p>	<p>○○県○○市○○町○丁目○○-○</p>	
	<p>氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)</p>	<p>(株) ○○管理 代表取締役 ○○ ○○</p>	
	<p>電話番号</p>	<p>○○○○-○○-○○○○</p>	
	<p>担当者</p>	<p>所属・役職 氏名</p>	<p>(株) ○○設備 ○○部 ○○ □□ □□</p>
	<p>緊急連絡先</p>	<p>○○○-○○○○-○○○○</p>	
<p>人員配置及び体制計画 (実施体制図)</p>			
<p>維持管理等の内容</p>	<p>※ 定期点検スケジュール及び、点検項目、箇所、方法が分かる書類を添付すること。</p>		
<p>土砂災害その他の災害の発生を防止するために予定している措置</p>	<p>日常点検、速やかな修繕、台風接近前の連絡体制の確認</p>		
<p>太陽光発電施設の損壊等が発生した場合に予定している措置</p>	<p>事故時の対応体制による関係箇所への連絡・対応</p>		
<p>維持管理等の結果の記録方法</p>	<p>管理台帳への記入、電子データ</p>		
<p>各種保険又は共済の加入状況</p>	<p>契約先</p>	<p>(株) ○○保険</p>	
	<p>契約期間</p>	<p>○○○○年○○月○○日から ●●●●年●●月●●日まで</p>	
	<p>契約内容</p>	<p>※ 加入証明書等の写しを添付すること。</p>	
	<p>契約先</p>		
	<p>契約期間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>	
	<p>契約内容</p>	<p>※ 加入証明書等の写しを添付すること。</p>	
<p>その他</p>			

地域住民等説明実施記録

住所及び氏名 <small>(法人にあってはその名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</small>	奈良県奈良市登大路町30 〇〇〇(株) 代表取締役 奈良 太郎
施設設置予定地 <small>(土地の地番は全筆記入すること)</small>	奈良市登大路町〇〇、●●、▲▲
実施日時	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時～〇〇時
実施場所	〇〇市〇〇〇〇公民館
説明を行った地域住民等の氏名又は地元自治会等の名称及び施設設置区域との関係	〇〇自治会 (施設区域の存する自治会) ●●自治会、▲▲自治会 (施設区域の存する自治会に隣接する自治会)  ※ 説明会を実施した場合は、当該説明会の出席者名簿の写しを添付すること。
説明の対象人数	〇〇人
説明の方法	別添資料を配付し、資料をスクリーンに映しながら口頭で説明した。説明後に質疑応答の時間を設けた。
説明の状況	太陽光発電施設の設置に関して主に、〇〇、△△、□□という3つの意見・要望があった。 〇〇については、説明会で●●を設置する計画であることを説明した。 △△、□□については、後日、自治会長へ以下の意向を説明した。 ・△△については、▲▲を新たに設置するよう検討している。 ・□□については、現計画の体制において留意して対応する。  その後、近隣の住民より数回、□□について問い合わせがあり、留意して対応する旨を回答している。  ※ 説明に使用した資料、説明の状況を記録した書類を添付すること。

注 「説明の状況」の欄には、説明の内容、地域住民等からの意見及び要望並びにそれらに対する回答、地域住民等の理解の状況を記入してください。